

協定販売に関する協定書(案)

協定販売に関し、空知総合振興局長(以下「甲」いう。)、●●●●●●●●●●(以下「乙」という。)は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで下記により協定する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙2者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道空知総合振興局 白石 俊哉 ⑩

乙(素材生産業者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

第1条 この協定の目的は別記1のとおりとし、甲、乙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく立木の販売計画を別記2のとおり定めるとともに、当該立木の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される立木の購入に努めるとともに、その利用及び加工・流通等に係る取組みについて、別紙の協定森林整備計画書に基づき実行するものとする。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 甲と乙は、この協定に基づき原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。

第7条 前条の売買契約に定める立木の搬出期限は、原則として契約後1年以内とする。

第8条 甲は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって乙が被るいかなる損害も補償しない。

- (1) 乙が協定書の内容に従わなかったとき
- (2) 乙が協定森林に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 乙が甲の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 乙が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき
- (5) 乙が道有林野産物協定販売実施要領第6の2、5及び6に定める資格を満たさなくなったとき
- (6) その他甲が協定の解除が相当であると認めるとき

第9条

- (1) 乙は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない。

第10条 乙は道有林野産物協定販売実施要領第11の1に基づき、この協定に基づく協定販売の実施結果について甲に報告を行うものとする。

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して決定する。

(別記1) 協定の目的

主に用材としての利用価値を見込めない、外国樹種などの形質不良木主体の人工林について、素材生産業者と道有林野産物の販売に関する相互協定を締結し、利用価値の低い木材について、木質バイオマスエネルギー用燃料材として有効活用を図り、木材資源を最大有効利用することを目的とする。

(別記2) 協定森林に係る立木販売計画

年度	林小班	面積(ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m ³)	備考
令和4	243-53	1.22	ドロノキ	主伐(単)	802	658.17	
	計	1.22			802	658.17	
令和5	233-70	3.20	ドロノキ	主伐(単)	2,557	1,120.47	
	計	3.20			2,557	1,120.47	
令和6	244-56	3.54	ドロノキ	主伐(単)	2,025	1,404.23	
	計	3.54			2,025	1,404.23	
合計		7.96			5,384	3,182.87	

※樹種はドロノキのほかトドマツ、カラマツ、広葉樹も含む。